

平成30年第1回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成30年4月26日(木)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	平成30年4月26日(木) 午前10時00分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
	閉 会	平成30年4月26日(木) 午前10時30分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 10名 欠席 1名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	谷 村 敏 彦		○
	2	佐 藤 博 幸		○
	3	臺 川 幸 弘		○
	4	満 保 豊		○
	5	伊 藤 淳 一		○
	6	湯 澤 敏 孝		○
	7	山 下 雅 博		○
	8	奥 山 稔		○
	9	高 橋 一 博		●
	10	安 川 和 範		○
	11	宍 戸 栄 一		○
議事録署名委員	議席番号	1番 谷 村 敏 彦 2番 佐 藤 博 幸		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	青 野 朋 之		
	事務局次長	中 西 卓 也		
	総務係長	井 上 剛		
	総務係主査	藤 原 諒		

## 平成30年度第1回天塩町農業委員会総会

- 議長  ただ今の出席委員は10名であります。  
定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第1回天塩町農業委員会総会を開催します。
- 議長  これから本日の会議を開きます。  
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、1番 谷村 敏彦君、2番 佐藤 博幸君を指名します。  
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 全員  異議なし。  
議長  異議なしと認めます。  
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。
- 議長  それでは議事に入りたいと思います。
- 議長  議案第1号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題とします。  
事務局より内容の説明を求めます。
- 事務局  ただいま議題となりました議案第1号「下限面積（別段面積）の設定」につきまして内容をご説明申し上げます。2ページをご覧ください。  
下限面積（別段面積）の設定について  
農地の権利取得にあたっての下限面積（都府県50a以上、北海道2ha以上）につきましては、農地法第3条許可の場合、農地法に基づき、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになっています。  
また、下限面積の設定については、毎年、設定又は修正の必要性について審議し、その結果を公表することとなっています。
1. 下限面積（別段の面積）設定の基準  
(1) 設定区域は、自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。  
(2) 農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地を耕作している農家が、全農家数の100分の40を下回らないように算出されるものであること。

事務局

2. 本町の現状と下限面積（別段の面積）設定の必要性について

(1) 2015 農林業センサス、平成 29 年度利用状況調査及び農地台帳等の状況を踏まえ、町内の農家で 2ha 未満の農地を耕作している農家が存在しないことから、農地法施行規則第 20 条第 1 項の規定に基づく別段の面積の設定基準である 4 割に満たない（存在しない）状況であります。

このため、天塩町においては、下限面積（別段の面積）を設定することが出来ないため、平成 30 年度については別段の面積を設定しないこととし、農地法第 3 条の下限面積は農地法第 3 条第 2 項第 5 項の規定に基づき運用することとします。

農業経営基盤強化促進法については、適用除外となり、草花等の栽培で集約的（ハウス栽培）に農業経営を行う場合についても、下限面積を下回って許可をすることはできることとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました下限面積の設定についての質疑を行います。

谷村委員

天塩町では 2ha 未満の農家は無いと言う書き方をしているんですが、それで間違いはないのかと、今までは下限面積の設定を行ってきたのかあたらしく設定するのかお聞きします。

事務局

下限面積の設定につきましては去年も行っております。また、農地法第 3 条の許可にあたって、北海道の場合は 2ha 以上の土地を耕作する農家というのがありまして、天塩町は酪農地帯ですので 2ha 以下の土地だと経営が成り立たないと思われまます。近隣町村ですと、羽幌町の汐見が 30a、中頓別町が 50a、一番少ないところは旭川市、小樽市、仁木町が 10a を下限面積として設定しております。ここはあくまでも野菜等の栽培において経営が成り立つということで設定されております。天塩町においては 2ha では、経営が成り立つかという話がありますが、農地法の下限ということで 2ha ということになります。

議長

他にありませんか。

全員

ありません。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

本件は、私及び佐藤委員関係する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限により退席するため、安川職務代理に議事進行を譲ります。

(宍戸会長、佐藤委員退席)

(議長交代)

安川代理

整理番号 1 及び 2 について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。

総括表に基づき説明申し上げます。4 ページをご覧ください。

整理番号 1 番及び 2 番につきましては、2 月の農業委員会総会におきまして農地法第 5 条の意見書の決定を行い、3 月下旬に、北海道より許可がおりましたので、その許可された土地につき残りの土地について売買及び賃貸借を行うものです。

それでは整理番号 1 番の売買の案件につきましてご説明いたします。

本件は、 氏から  に所有権の移転をするものです。

位置につきましては、5 ページから 6 ページをご覧ください。条件面はご覧の総括表のとおりとなっております。

次に、整理番号 2 番についてであります、 氏から  に対して賃借権の設定をするものです。

位置につきましては、5 ページから 7 ページをご覧ください。条件面はご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

安川代理

ただいま、事務局より説明のありました農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての質疑を行います。

谷村委員

これは、賃借する部分と所有権を移転する部分の図面で見られるんですけども、残った部分に関しては個人なんですか。上の方に家があって残ってますよね。

事務局

そこは  さんの土地です。

谷村委員

ここは  さん。今賃借で残っているところは  さんの土地ですね。

事務局 済みません。資料に不備がありました。5ページの概要図の2は さんではなく、 さんに訂正お願いします。

谷村委員 これで行ったら ・ と ・ 辺りが隣接してくるんですけども、使い方的に困難だろうと思うんですが。

事務局 ・ については、 の施設建てるに当たって2月の総会でも説明したんですが、5条の許可を受けた場合、1筆まるまる売買できるのか、賃貸借ができるのか振興局や農業会議に問い合わせしまして、5条で許可された土地についてはあくまでも許可された部分のみとなり、残りの土地については改めて3条で賃貸借や売買を行う事によって1筆の所有権や賃貸借権を設定することができるということでしたので、そのように申請者にお知らせし手続をお願いしたところでは。

谷村委員 いいですか。という事はこの上の部分について建物が建てられる予定だということを確認させていただけるんですね。

事務局 上部と言いますと ・ と ・ ということでしょうか。

谷村委員 上の ・ と ・ は。

事務局 ・ と ・ については5条の許可に入っていません。 は、来年から操業すると思いますが、その際に必要に応じて賃貸借が発生するのかと考えます。

谷村委員 分かりました。

安川代理 他にありませんか。

全 員 ありません。

安川代理 質問なしと認めます。

安川代理 お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

安川代理 異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。関係委員はお戻りください。議事進行を議長に譲ります。

(宍戸会長、佐藤委員入室)

(議長交代)

議 長 次に議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。

別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。10 ページをご覧ください。

本件につきましては、転用者は 氏となっております。土地については、字更岸 2043 番 1 となっております、転用面積は、604.80 m<sup>2</sup>となっております。転用目的はバンカーサイロの建設で、工期は平成 30 年 5 月 25 日より平成 30 年 8 月 31 日となっております。永久転用となっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、サイレージ貯蔵施設が不足しており、ラップサイレージ主体ではあるが、品質が均一ではない事や、カラス・アライグマ等によるラップの破損等によるロスが多い状況であるため、恒久的なバンカーサイロの整備が必要となったが、既存施設地において用地が確保できないこと、また候補地については農業用施設用地となっていることから、転用はやむを得ないと考えます。

資力については、融資証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、根抵当権者の同意書の添付があるため問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

12 ページから 24 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。

別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。27 ページを

事務局

ご覧ください。

本件につきましては、貸主は 氏、借主については、 となっております。土地については、字更岸 番 外 筆となっております。転用面積は、28,390.45 m<sup>2</sup>となっております。転用目的は砂採取で、工期は平成 30 年 5 月 27 日より平成 31 年 5 月 26 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3 年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、地下埋設物確認書の写しの添付があるため問題ないと考えます。

次に、農地以外の土地の利用見込みにつきましては、町道使用協議書の写しの添付があるため問題はないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

29 ページから 57 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての質疑を行います。

奥山委員

さんは結構前から砂利採取しているようですが、これはいずれ一枚にするということはあるんだろうけど、なんか段差ついているような、これを一枚にしてくれば良いんだけど、ここ取ったから、今度こっち取ったと、ゆくゆくは農地として使えるようにしてくれないと、後々、使えなくなる可能性もある。

事務局

一応、今回の申請で からは終わりだと聞いていますので、一枚の段差のない農地に復元されると理解をしておりますが、翌年の現地調査や農地パトロールでしっかり見ていく必要はあると考えております。

議 長

他にありませんか。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。



議 長

次に議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」を議題とします。

整理番号 1-1 から 1-3 の利用権設定の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申しあげます。

利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。 59 ページをご覧ください。

整理番号 1-1 についてであります、 氏から に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、60 ページ、61 ページをご覧ください。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に、整理番号 1-2 についてであります、 氏から に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、60 ページ、62 ページをご覧ください。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に、整理番号 1-3 についてであります、 から 氏に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、60 ページ、63 ページをご覧ください。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長  
全 員  
議 長  
議 長  
全 員  
議 長

ただいま、事務局より説明のありました利用権設定の質疑を行います。

ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第 6 号「天塩町農業委員会活動実績について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。



事務局

ただいま議題となりました議案第6号「天塩町農業委員会活動実績について」ご説明申しあげます。65ページをご覧ください。

平成29年度天塩町農業委員会活動計画については、平成29年度第4回農業委員会総会にて承認をいただいているところですが、今回は、その計画に対する実績をまとめ、ご決定いただき、農業委員会だよりで地域のみなさまに周知をしたいと考えております。

またこれらの事項につきましては、農林水産省通知により指導されているところでもありますので、ご了承いただきたくお願い申しあげます。

それでは、内容ですが、平成29年度活動結果について、をご覧ください。

一つ目の、「農地パトロール」ですが、昨年9月に実施をいたしました。要した日数は3日間、5班体制で、農業委員10人、事務局職員2人で町内全域を対象に実施、違反転用等、特に問題となる所は見受けられなかったところです。

二つ目の、「農地、農家の実情、意向確認、相談」であります。実績としては、酪農家と酪農家における所有権移転による売買価格の照会がありました。

三つ目の、「農地の利用調整・あっせん」につきましては、基盤強化法の利用調整について、農業委員が売り手と担い手の間に入り活動しました。

四つ目の、「農政の普及・浸透、農業者や地域に根ざした農政活動」ですが、11月に地区別農業委員会等研修会に農業委員6名、事務局2名のが参加しました。12月に農業者年金協議会代議員等研修会に農業委員6名、事務局1名で参加し、資質の向上を図ったところです。

五つ目の、「農業者年金の加入促進」ですが、加入推進にかかる戸別訪問は実施できませんでしたが、2名の新規加入がありました。また農家さんの個別相談等を実施いたしております。

六つ目、七つ目は、「研修会、学習会の実施、各部会学習会の実施」ですが、学習会については、総会終了後、農地法や農業者年金制度について3回開催いたしました。

また、3月には農業振興地域整備計画について、天塩町農林水産課の担当係長を招き学習会を開催しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局から説明のありました、「天塩町農業委員会活動実績について」質疑を行います。

全員

ありません。

議 長  
議 長  
全 員  
議 長

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
異議なし。

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に議案第7号「天塩町農業委員会活動目標について」を議題といたします。  
事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第7号「天塩町農業委員会活動目標について」  
をご説明申しあげます。68ページをご覧ください。

平成29年度において、平成32年度までの3カ年の活動目標を決定している  
ところですが、平成30年度の活動目標に7つの活動の柱を掲げこれ基に、設定  
しようとするものです。

平成30年度の活動計画（案）として69ページ、70ページをご覧ください。

1つ目は、農地パトロールの実施としております。例年通り中山間直接支払制  
度の現地確認と一体となり行う予定としております。地区ごとに二人から三人の  
農業委員を地区担当としておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目は、農地、農家の実情、意向確認、相談についてですが、各農業委員が  
農業者の立場になり、地域実情に応じた対応に努めることとしております。

3つ目は、農地の利用調整、あっせんについてですが、各農業委員が日々の活  
動の中で離農等情報を得た場合は、農協等の関係機関と連携し、あっせん等によ  
り農地の利用調整をすることとしております。

4つ目は、農政の普及・浸透、農業者や地域に根ざした農政活動についてです  
が、北海道農業会議などが実施する研修会等に積極的に参加をし、農業情勢につ  
いて情報収集を図ることとしております。

5つ目は、農業者年金の加入推進についてですが、農協と農業委員が連携し、  
加入活動強調月間を設け加入推進を行うこととしております。

6つ目、7つ目は、研修会、学習会、各部会の学習会の実施ということで、農  
業委員として知っておかなければならない法令や制度について各関係機関より  
講師を招き学習することとしております。

これらの計画につきましては、農業委員会だよりに掲載し、回覧により地域の  
皆様方にお示しをすることとしております。

事務局

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありまし「天塩町農業委員会活動目標について」質疑を行います。

全員

ありません。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

議長

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成30年度第1回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成30年 4月26日

署名委員

( 1 番) 谷村 敏彦 (印)

( 2 番) 佐藤 博幸 (印)